

| 限度額 | 対象となるかた | 利率 | 返済期間 | 保証人・担保等 |
|--|---|---------------------------------------|---|------------------------------------|
| 1,500万円 | 次の要件を満たす中小企業者および組合等 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で1年以上継続して同一事業を営むもの 市税を完納しているもの | 年2.2% | 7年以内 (据置6か月以内含む) | ・保証人は1人以上 ・担保は必要による |
| 750万円 | 次の要件を満たす小規模企業者 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で3年以上継続して同一業種の事業を営むもの 市税を完納しているもの 市民税に所得割(法人の場合は法人税割)が課されていること 申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高がないこと | 年2.2% | 7年以内 (据置6か月以内含む) | ・不要 |
| 3,000万円 | 次の要件を満たす小規模企業者 市内に住所を有するもの (法人は登記簿上の住所が市内であること) 市内で1年以上継続して同一業種の事業を営むもの 市税を完納しているもの 秋田市融資要綱で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害などの被害により、経営の安定に支障を生じているもの | 年2.2% | 10年以内 (据置2年以内含む) | ・保証人は1人以上 ・担保は必要による |
| 1,500万円 | 次の要件を満たす中小企業者 事業を営んでいない個人が、市内で事業を開始した日以後5年を経過していないもの 事業を営んでいない個人が、市内で新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの | 年2.2% | 7年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人は1人以上 (代表者または専従者) ・担保は不要 |
| 1,000万円 | 次の要件を満たす中小企業者および組合等 中小企業者である会社であって、市内で新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 会社が市内で新たに設立した、中小企業者である会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの | 年2.2% | 7年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人は1人以上 (代表者または専従者) ・担保は不要 |
| 中小企業者 5,000万円 (総事業費の80%以内) 組合等1億円 (総事業費の80%以内) | 次の要件を満たす、卸売業、小売業、飲食店、サービス業の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの(組合等にあつては、1年未満のものでも対象とする) 市税を完納しているもの | 年2.2% (返済60回まで、 年1.0%の利子補給) | 10年以内 (据置6か月以内含む) 組合等は10年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人は1人以上 ・担保は必要による |
| 2,000万円 (総事業費の80%以内) | 商店街の空き店舗を新・増改築する、卸売業、小売業、飲食店、サービス業の中小企業者および組合等 市税を完納しているもの | 年2.2% (返済60回まで、 年1.5%の利子補給) | 10年以内 (据置6か月以内含む) | ・保証人は1人以上 ・担保は必要による |
| 3,000万円 (総事業費の80%以内) | | | | |
| 5,000万円 (総事業費の80%以内) | | | | |
| 5億円 (総事業費の80%以内) | 組合等 (事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会) | 年2.2% (10年以上は年2.5%) | 15年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人は1人以上 ・担保は必要 |
| 1億円 (総事業費の85%以内) | 市内で同一業種を3年以上行っているもの (製造業・製造小売業の中小企業者、協同組合等) 市税を完納しているもの | 年2.9% (年2.0%利子補給) | 7年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人と担保は、必要による |
| 1億円 (用地取得金額の85%以内) | 市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、協同組合等 (市内に事業所を有する場合、市税を完納しているもの) | 年2.9% (新規創業者等に対して当初3年間、年2.0%の利子補給) | 10年以内 (据置1年以内含む) | ・保証人と担保は、必要による |